

## 専修マネジメントジャーナルの編集、発行等に関する規約

2011年4月1日制定

2017年6月27日改訂

### 第1条（趣旨）

1. この規約は、専修大学経営研究所規程第3条第2号の規定に基づいて刊行する『専修マネジメントジャーナル (*Senshu Management Journal*)』、以下 SMJ という) の編集、発行等に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2条（投稿資格者）

1. SMJ に投稿することができる者（次項において「投稿資格者」という）は、次のとおりとする。
  - (1) 所員
  - (2) 研究参与
  - (3) 学外研究員
  - (4) 運営委員会が特別に認めた者
2. 共同論文の場合の共著者については、投稿資格者かどうかを問わない。

### 第3条（論文の種類）

1. 投稿原稿の種類は、「論文」、「研究ノート」、「資料」、「書評」の4種類とする。
  - (1) 論文…独創的な知見を含む学術研究論文。
  - (2) 研究ノート…今後のその分野の研究を発展・活性化させる契機となりうる新しい知見・問題提起。
  - (3) 資料…論文・研究ノートには該当しない内容・分量のもの。
  - (4) 書評…所員が執筆した著書に関するものに限る。ただし、運営委員会で認められた場合は除く。

### 第4条（投稿原稿の体裁等）

1. 投稿原稿の体裁、提出方法、提出物、校正手続等については、SMJ 編集委員会が運営委員会の議を経て別に投稿規定および執筆要領で定める。

### 第5条（投稿原稿の締切り）

1. SMJ の投稿原稿の締切りに関する事項は、SMJ 編集委員会が別に定める。

### 第6条（投稿原稿の受付）

1. 投稿原稿の受付は、定められた締切日までに事務局に到達したものについて SMJ 編集委員会が行う。
2. SMJ 編集委員会は、投稿原稿の受付に当たって、その投稿原稿が第4条の規定による投稿規定および執筆要領の定めに適するかどうかを判断し、これに適合しないものにあつては、期日を指定の上、その者にこれを修正させ、又は不備を補正させてから受け付けるものとする。

### 第7条（掲載の可否）

1. 運営委員会は、SMJ 編集委員会からの報告を受けて、受け付けた投稿原稿の内容が査読の結果妥当と認められたときは受理し、受付日・受理日を明記のうえ SMJ への掲載を決定する。
2. 査読の結果経営研究所の目的にそぐわないと運営委員会が判断した場合には、SMJ への掲載を拒否することができる。
3. 査読の手続きについては別に定める。

第8条（投稿原稿の通し番号）

1. 前条の規定により受理した投稿原稿には、その順番に通し番号を付ける。
2. 前項の通し番号は、2006年度までに刊行された『専修経営研究年報（SMJの前身）』の通し番号を踏襲する。

第9条（SMJの保存）

1. 印刷されたSMJは、その1部を電子ファイルとともに、経営研究所に保存する。
2. 前項の規定による保存期間は、永年とする。
3. 保存責任者は、所長とする。

第10条（著作権の帰属）

1. 掲載した投稿原稿の著作権は、経営研究所に帰属する。ただし、その投稿原稿の著者は、経営研究所の許諾を得て、許諾された利用方法及び条件の範囲内において、その著作権を利用することができる。

第11条（著作権違反の責任）

1. 掲載した投稿原稿が著作権法の規定に違反するものである場合は、その著者が一切の責任を負わなければならない。研究所は、その責めを負わない。

第12条（規約の改廃）

1. この規約の改廃は、運営委員会が発議し、所員総会において出席した所員の過半数をもって決する。

附 則

1. この規約は、2011年4月1日から施行する。
2. この規約の改訂は、2017年6月27日から施行する。